

令和 7 年 7 月 1 日

## 金沢市における簡易小額工事の取扱いについて

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、令和 7 年 4 月より地方自治法施行令に規定されている随意契約によることができる基準額が引上げられたことから、金沢市における簡易小額工事についても対象金額を上げます。

### 1 簡易小額工事の対象金額の引上げ

予定価格が 50 万円以下の建設工事 → 予定価格が 80 万円以下の建設工事

### 2 請書の提出について

簡易小額工事の対象金額の引上げに伴い、契約額が 80 万円超 200 万円以下の場合に請書の提出が必要となります。

### 3 積算内訳書の提出について

見積書提出の際は、一式での見積ではなく、別添の標準様式を参考に、数量・単価等の積算の根拠がわかるもの（積算内訳書）を添付してください。

### 4 適用日

令和 7 年 7 月 1 日